

## 平成 29 年度青森県インバウンド受入環境改善対策強化事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、外国人観光客の受入環境の充実による外国人観光客の満足度向上を図るため、県内の宿泊事業者、交通事業者、県内航空旅客ターミナル施設管理者、観光事業者及び商業施設事業者（以下「宿泊事業者等」という。）が行うインバウンド受入環境改善対策強化事業について、平成 29 年度予算の範囲内において、当該宿泊事業者等に対し、青森県インバウンド受入環境改善対策強化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和 45 年 3 月青森県規則第 10 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各項のいずれかに該当する者とする。

- 1 客室数を 15 室以上有する宿泊事業者（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。）のうち、災害時における外国人観光客対応マニュアル（「自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対応マニュアル策定ガイドライン」（平成 26 年 10 月観光庁作成）に準じて作成されたものであること。ただし、知事が認めるものについては、この限りではない。以下「マニュアル」という。）を有している又は交付申請後にマニュアルを作成する者
- 2 交通事業者のうち、県内に本社を有し、かつ次のいずれかに該当する者
  - (1) 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 2 条に規定する鉄道事業を営む者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）
  - (2) 鉄道事業法第 2 条第 5 項に規定する索道事業を営む者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う索道事業者に索道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）
  - (3) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条に規定する旅客自動車運送事業を営む者
  - (4) 海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 5 項に規定する一般旅客定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）を営む者
- 3 県内航空旅客ターミナル施設を管理する者
- 4 県内観光事業者のうち、マニュアルを有している又は交付申請後にマニュアルを作成する者
- 5 県内商業施設事業者

### (補助事業、補助対象経費及び補助金の額)

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

### (申請書等)

第4 規則第 3 条第 1 項の申請書は、第 1 号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 宿泊事業者及び観光事業者にあつては、マニュアル（交付申請後に作成する場合は不要。）
- (4) その他知事が必要と認める書類

#### （補助金の交付の条件）

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容について変更（補助事業の趣旨を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）を加える場合において、事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度の4月1日から5年間保管しておくこと。
- (5) 法令、規則及びこの要綱の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく知事の命令を遵守すること。
- (6) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産について、財産管理台帳（第6号様式）その他関係書類を第11に規定する期間中、整備保管すること。
- (7) 補助事業により取得した財産を知事の承認を受けて処分したことにより収入があった場合において、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (8) 補助事業者のうち、宿泊事業者又は観光事業者であつてマニュアルを有していない者にあつては、補助事業完了までにマニュアルを作成すること。また、マニュアルは施設内において周知徹底すること。

#### （申請の取下げの期日）

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

#### （補助金の交付方法）

第7 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払により交付することがある。

#### （補助金の請求）

第8 補助金の請求は、補助金額が確定後、速やかに青森県インバウンド受入環境改善対策強化事業費補助金請求書（第7号様式）を知事に提出して行うものとする。

#### (実績報告)

第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月3日のいずれか早い期日までに事業実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業実績書（第2号様式）
- (2) 収支決算書（第3号様式）
- (3) 宿泊事業者及び観光事業者にあつては、マニュアル（交付申請時に提出した場合は不要。）
- (4) 財産管理台帳（第6号様式）の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

#### (処分の制限を受ける財産)

第10 規則第19条第4号及び第5号の規定により処分の制限を受ける財産は、1件あたりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の構築物、工具、器具及び備品並びに機械及び装置とする。

#### (処分の制限を受ける期間)

第11 規則第19条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

#### 附則

この要綱は、平成29年6月16日から施行する。

別表（第3関係）

補助事業	補助対象経費	補助金の額
<p>1 第2第1項から第3項に該当する補助事業者が実施する次の各号のいずれかに該当する事業</p> <p>(1) 多言語利用案内パンフレット又はマップの作成</p> <p>(2) 外国語表示又は音声案内の整備</p> <p>(3) 外国人観光客接客マニュアルの作成</p> <p>(4) Wi-Fi利用環境の整備</p> <p>(5) その他外国人観光客の受入環境の充実に必要があると認められる取組</p>	<p>補助事業の実施に要する次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○印刷製本費</li> <li>○通信運搬費</li> <li>○翻訳費</li> <li>○委託料</li> <li>○工事請負費</li> <li>○備品購入費</li> <li>○その他、補助事業の実施に必要な経費であると知事が認めるもの</li> </ul> <p>〔人件費等の経常的な運営費〕 及び懇親会等の経費を除く。〕</p>	<p>補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額又は1,000千円のいずれか低い額以内の額</p>
<p>2 第2第4項又は第5項に該当する補助事業者が実施する次の各号のいずれかに該当する事業</p> <p>(1) 多言語利用案内パンフレット又はマップの作成</p> <p>(2) 外国語表示又は音声案内の整備</p> <p>(3) 外国人観光客接客マニュアルの作成</p> <p>(4) Wi-Fi利用環境の整備</p> <p>(5) その他外国人観光客の受入環境の充実に必要があると認められる取組</p>	<p>補助事業の実施に要する次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○印刷製本費</li> <li>○通信運搬費</li> <li>○翻訳費</li> <li>○委託料</li> <li>○工事請負費</li> <li>○備品購入費</li> <li>○その他、補助事業の実施に必要な経費であると知事が認めるもの</li> </ul> <p>〔人件費等の経常的な運営費〕 及び懇親会等の経費を除く。〕</p>	<p>補助対象経費の合計額の3分の1に相当する額又は500千円のいずれか低い額以内の額</p>

